

平成 27 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 マーチャント・バンカーズ株式会社  
代表取締役社長兼 CEO 一 木 茂  
(コード 3121 東証 2 部)  
問合せ先 取締役 CFO 兼財務経理部長 宮 毛 忠 相  
(TEL 03-5224-4900)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 25 日開催予定の定時株主総会に、下記の通り、当社定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

当社は、定款に定める事業の目的の一つである飲食店の一業態として、インターネットカフェ店舗の経営を行っております。このたび、定款における当該事業の内容をより明確にし、今後の事業展開に備えるため、定款第 2 条（目的）につきまして、事業目的を一部追加するものであります。

また、平成 27 年 5 月 1 日に施行された改正会社法において、定款の定めにより業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 29 条第 2 項及び第 37 条第 2 項の一部の変更を行うものであります。

なお、定款第 29 条第 2 項の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

#### 2. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日：平成 27 年 6 月 25 日（予定）

定款変更の効力発生日：平成 27 年 6 月 25 日（予定）

3. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。なお、下線部分は変更箇所を示しております。

現 行 定 款	変 更 案
第1条 (条文省略)	第1条 (条文省略)
第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(14) (条文省略) (15) 飲食店、喫茶店、ホテル、宿泊施設、遊技場、 温浴施設、キャンプ施設、結婚式場、貸会場、 美容サロン及びスポーツ施設の経営並びにこれらに関する企画、立案、調査及びコンサルタント業務 (16)～(25) (条文省略)	第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(14) (条文省略) (15) 飲食店、喫茶店、ホテル、宿泊施設、 <u>インターネットカフェ</u> 、遊技場、温浴施設、キャンプ施設、 結婚式場、貸会場、美容サロン及びスポーツ施設の経営並びにこれらに関する企画、立案、 調査及びコンサルタント業務 (16)～(25) (条文省略)
第3条～第28条 (条文省略)	第3条～第28条 (条文省略)
第29条 (取締役の責任免除) (条文省略) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	第29条 (取締役の責任免除) (条文省略) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。
第30条～第36条 (条文省略)	第30条～第36条 (条文省略)
第37条 (監査役の責任免除) (条文省略) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	第37条 (監査役の責任免除) (条文省略) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。
第38条～第42条 (条文省略)	第38条～第42条 (条文省略)

以 上